

平成 年（ケ・ヌ）第 号

大阪地方裁判所 第14民事部
堺支部執行係
岸和田支部執行係 御中

通知書

平成 年 月 日

破産者

破産管財人

印

破産手続開始決定の通知

別紙の破産手続開始決定正本写しのとおり

不動産の権利放棄の通知

別紙の不動産の権利放棄許可決定謄本写し（物件目録添付）のとおり

破産手続終了の通知

別紙の

破産手続廃止決定正本写し（確定日 平成 年 月 日）
のとおり

破産手続終結決定正本写しのとおり

破産管財人
事務担当者 殿

通知のお願い

不動産競売事件の当事者である所有者又は債務者に対して破産手続が開始されている場合、執行裁判所は競売事件の当事者を的確に把握して、適正迅速な事件処理を進める必要がありますので、お手数をおかけいたしますが、以下の3つの通知を執行裁判所宛てしていただくようお願いいたします。

1 破産手続開始決定の通知

破産手続開始の決定時、破産者を当事者とする不動産競売事件が係属している場合、及び後日係属が判明した場合、当該事件が係属する執行裁判所宛て破産手続開始決定の通知（なお、破産管財人証明書を別途送付してください。）

ただし、競売開始決定正本等に当事者として破産管財人が表示されている場合は不要です。

2 不動産の権利放棄の通知

競売物件の不動産に対する権利を破産財団から放棄した場合、当該事件が係属する執行裁判所宛て権利放棄の通知

3 破産手続終了の通知

破産事件が競売事件よりも先に終了した場合、当該事件が係属する執行裁判所宛て破産手続終了の通知

*以上3つの通知を別添の「通知書」を利用して、当該執行裁判所へ送付してください。（FAX送信可）

なお、複数の不動産競売事件が係属している場合は、事件ごとに通知書を送付してください。

大阪地方裁判所

第14民事部 TEL 06-6350-6950

FAX 06-6350-6958

堺支部執行係 TEL 072-223-8440

FAX 072-223-1960

岸和田支部執行係 TEL 072-441-6801

FAX 072-441-6811